

12 公務災害及び通勤災害にあったとき

《 県 》

1 公務災害補償について

地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした地方公務員災害補償制度があります。

※非常勤職員については、その身分や所属により補償実施機関が異なりますのでご注意ください。

2 公務災害及び通勤災害とは

(1) 公務災害とは、公務遂行中及び公務に起因して発生したもので、主に次のようなものが該当します。（ただし、本人の素因、私的行為、天災地変等によるものは除く。）

① 勤務中の災害

② 出張中の災害

③ レクリエーション参加中の災害（ただし、地公法第42条に基づく元気回復事業で任命権者が企画、立案、実施したもの）

④ 公務に起因して発病したことが明らかで、その因果関係が医学的に証明できる疾病

(2) 通勤災害とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

① 住居と勤務場所との間の往復

② 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

3 災害が発生したら

(1) たたちに、医療機関で治療を受けてください。

その際には、必ず「公務中」又は「通勤中」の災害であることを告げ、マイナ保険証等は使用

し

ないように注意してください。

(2) 被災程度にかかわらず、速やかに所属長を通じてその状況を教職員課へ報告し、認定請求の手続をしてください。

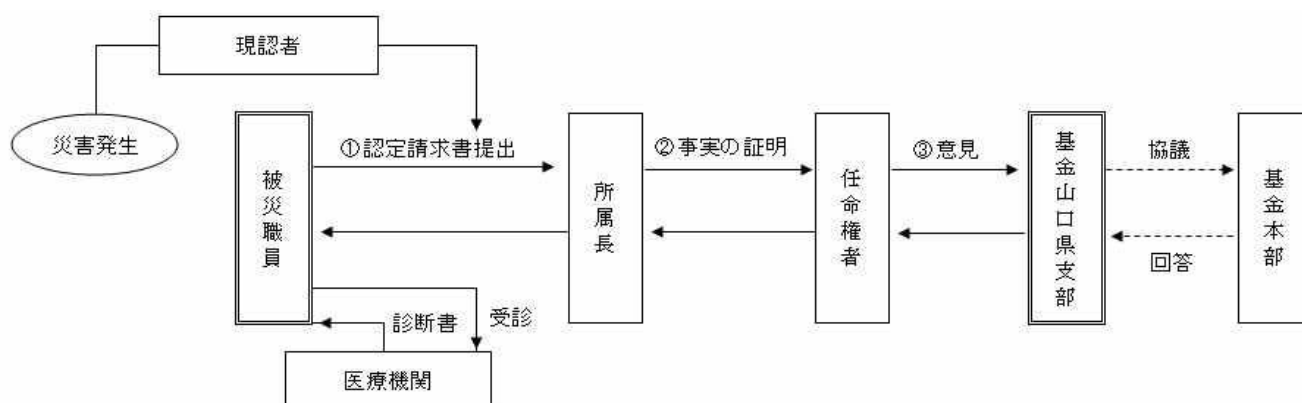
4 認定請求

提出書類については、地方公務員災害補償基金山口県支部発行「補償の手引」P33～34の「公務災害・通勤災害の認定に係る提出書類一覧表」を参考にしてください。

小・中学校学校職員については各市町教育委員会を通じて任命権者あて提出してください。

（提出先：教職員課）

○ 認定事務の流れ



5 認定を受けた場合の補償

公務による災害、又は通勤による災害として認定を受けた場合には、地方公務員災害補償法に基づいて、次のような補償が受けられます。

(1) 療養補償

公務傷病等については、以下イ～への範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- イ 診察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療
- ニ 病院又は診療所への入院
- ホ 看護
- ヘ 移送

(2) 休業補償

公務傷病等の療養のため勤務することができない場合において、給与の全部又は一部を受けないときは、その期間、平均給与額の60/100に相当する金額が支給されます。

(3) 傷病補償年金

公務傷病等の療養を始めてから1年6か月以上経過してもその傷病が治らず、障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則別表第2に定められている傷病等級に該当する場合に支給されます。

(この場合、休業補償は支給されません。)

(4) 障害補償

公務傷病等が治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金受給者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

(6) 遺族補償

公務傷病等のため死亡した場合には、その遺族に対し、遺族の資格等により遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。

(7) 葬祭補償

公務傷病等のため死亡した場合には、葬祭を行った者に対し、315,000円に平均給与額の30日分を加えた額（その額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する額）が支給されます。